

## 令和3年度 定期監査結果報告

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 令和3年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課、共通の事項と各課個別の事項に対して実施した。）
- 3 監査の期間 実施日は次のとおりである。

対象課	監査実施日
総務課	令和3年10月28日
料金課	令和3年10月28日
浄水課	令和3年11月25日
施設課	令和3年11月25日
全課	令和3年12月10日

- 4 監査の方法 事前に水道業務の概要及び予算執行状況等関係資料の提出を求め審査するとともに、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

### 第2 監査の結果

前年度の監査結果における指導事項等については、どのように運用また改善されているかの確認を行った。その結果、「不祥事防止対策」については各課、取組がされており、また、「財政状況の安定化」、「新型コロナウイルス感染症対策」、「お客様情報の徹底管理」では、改善措置は取られていたが、一部継続中のものについては、今後も引き続き検討し、報告を求めることとした。

今年度の定期監査においては、危機管理及び経営基盤強化に関するものや本来の業務に対するものとして、指導事項4項目及び意見は11項目である。

1) 令和2年度の措置状況について

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	0件	(0件)	3件	(2件)	2件	5件
料金課	0件	(0件)	2件	(2件)	3件	5件
建設課	0件	(0件)	1件	(1件)	1件	2件
施設課	0件	(0件)	1件	(1件)	2件	3件
浄水課	0件	(0件)	1件	(1件)	1件	2件
計	0件	(0件)	8件	(7件)	9件	17件

2) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

指摘事項	適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、3か月以内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。
指導事項	事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、速やかに改善策を検討し、次年度内に、改善結果を報告すること。
意見	特に意見をする必要があると認められるもの。

1 監査の着眼点

監査の着眼点は、「令和3年度定期監査実施計画」に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

〈各課共通事項〉

- ・事務の正確性を期すための取組について

## 〈各課個別事項〉

### 【総務課】

- (1)新型コロナウイルス感染症対策について
- (2)財政健全化について
- (3)財政状況の安定化について
- (4)個人情報の保護について

### 【料金課】

- (1)個人情報の漏洩対策について
- (2)水道料金等支払いの拡充について
- (3)ヒューマンエラー対策について
- (4)手数料の徴収について

### 【浄水課】

- (1)水質管理について
- (2)水道施設管理台帳システムについて
- (3)技術の継承について
- (4)水源の安定化について

### 【施設課】

- (1) 恒久水源確保に伴う補償工事について
- (2) 管路の維持管理について
- (3) 鉛給水管の更新状況について

2 令和3年度の指導及び所見については、以下のとおりである。

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	0件	(0件)	3件	(0件)	3件	6件
料金課	0件	(0件)	2件	(0件)	3件	5件
浄水課	0件	(0件)	1件	(0件)	6件	7件
施設課	0件	(0件)	1件	(0件)	5件	6件
計	0件	(0件)	7件	(0件)	17件	24件

【指導事項 4項目 対象課述べ件数 7件】

指 導 事 項	対象課
・事務処理上のミスについて、「事務のマニュアル化」など職員間の情報共有を図り、複数の職員によるチェック体制を構築し、上司への報告・連絡・相談を徹底するとともに、事務処理等ミスが発生したときは直ちに所属長に報告し、ミスの原因を究明し、組織的な再発防止策を講じていただきたい。	全 課
・水道技術管理者とは、水道法において水道事業の設置者が必ず設置しなければならないと定められている技術面での責任者であり、代行者においても法的な責任が伴うものであるため、早急に危機管理体制の更なる整備を行っていただきたい。	総務課
・議会等での人事案件としての説明資料となる「経歴書」について、これは個人情報となるものであり、慎重な取扱いが求められるべきものであるため、「経歴書」への記載内容の見直しや議決後の個人情報の取り扱い等について早急に対策を講じていただきたい。	
・水道料金の収納証明手数料について、手数料条例の規定に基づき徴収されていることを確認したが、本手数料は条例が制定されて以来、見直しを行っていないため、現在の手数料が適正に設定されているかを検証し、必要があれば見直しを行っていただきたい。	料金課

【意見 11項目 対象課述べ件数 17件】

意 見	対象課
<p>・「水道施設台帳管理システムの情報」と「固定資産台帳の情報」を連携させ、「情報管理を統合する」など、システム間でデータを連携させ、「データの標準化、一元化」を図る必要があるため、全庁的な課題として、検討していただきたい。</p>	全課
<p>・当企業団の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、「経営の効率化」や「人材育成・技術の継承」、「危機管理対応力の向上」などへの取組のほか「事業の広域化」や「官民連携」など経営基盤の更なる強化を図るための検討を行っていただきたい。</p>	
<p>・「財政計画」を単なる長期間の収支計画ではなく、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」と位置付け、浄水場施設や管路更新に係る事業計画を十分に踏まえたうえで計画の見直し、策定を進めていただきたい。</p>	総務課
<p>・今後の災害発生時の情報セキュリティ対策として、サーバーのクラウド化や本庁舎3階への移設など、十分に調査、検討を行い、災害に強いシステムの構築を目指していただきたい。</p>	料金課
<p>・安心・安全でおいしい水道水を供給し続けていくために、これからも「水質管理の徹底」を図っていただきたい。</p>	浄水課
<p>・「水道施設管理台帳システム」の導入を単に「設備情報の管理」だけとはせず、「アセットマネジメントの策定」に向けた第一歩としていただきたい。</p>	
<p>・確実に次世代の職員へ高い技術や技能を継承していくには、日常の業務を通じて自主的及び計画的に行うOJTが基本になると思うため、引き続き、経験豊富な職員からのOJTを継続していただくとともに、「業務のマニュアル化」についても整備していただきたい。</p>	
<p>・将来にわたり安全な水道水を安定的に供給していくためには自己水源の安定化はもちろんのことであるが、新たな水源を確保する必要性もあることから、今後もあらゆる方法を検討し、水源の確保に取り組んでいただきたい。</p>	

<p>・猿山川の予備水源となる下代久事川からの取水に伴い、新たに補償工事が発生しているため、工事が遅滞することのないよう関係者とは十分に協議を行い、工事を進めていただきたい。</p>	<p>施設課</p>
<p>・迅速な漏水修理や適切な管路更新は、配水量の無駄を防ぐことから新規水源の確保に匹敵するもので、安全・安心な水の安定供給につながるため、今後も迅速な漏水対応と財政状況や道路改良事業等の関連工事を勘案した計画的な更新を進めていただきたい。</p>	
<p>・より一層安全で良質な水道水の供給、漏水の未然防止、災害に強い水道の構築のため、今後も計画的な更新に努めていただきたい。</p>	